

## 令和 6 年度 第 3 回豊後大野市農業委員会総会議事録

### 【会議の概要】

- 1 日 時 令和 6 年 6 月 17 日（月）午後 1 時 58 分～3 時 33 分
- 2 場 所 市役所本庁 4 階 正庁ホール
- 3 出席者

農業委員 出席委員（13名）、欠席委員（2名）

|    | 議席<br>番号 | 氏 名    | 出欠 | 議席<br>番号 | 氏 名   | 出欠 | 議席<br>番号 | 氏 名   | 出欠 |
|----|----------|--------|----|----------|-------|----|----------|-------|----|
| 会長 | 15       | 三宮 憲治  | ○  |          |       |    |          |       |    |
| 委員 | 1        | 麻生 祐三子 | ○  | 6        | 安藤 大作 | ○  | 11       | 衛藤 英教 | ×  |
|    | 2        | 後藤 綾子  | ○  | 7        | 山崎 淳三 | ×  | 12       | 小野 末芳 | ○  |
|    | 3        | 橋本 みゆき | ○  | 8        | 廣瀬 正雄 | ○  | 13       | 志賀 義和 | ○  |
|    | 4        | 後藤 栄治  | ○  | 9        | 渡邊 丸美 | ○  | 14       | 三代 忠佑 | ○  |
|    | 5        | 小野 不二夫 | ○  | 10       | 衛藤 講治 | ○  |          |       |    |

農業委員会事務局職員等（6名）

事務局長、事務局長補佐兼係長、係員（2名）、農業振興課（2名）

- 4 議事録署名委員の指名 12 番 小野 末芳 13 番 志賀 義和
- 5 報告事項

（1）会長報告及び各種報告

（2）報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について

（3）報告第 6 号 農地所有適格法人の要件審査について

### 6 議 事

（1）議案第 12 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて

（2）議案第 13 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく、農用地利用集積計画の決定について

（3）議案第 14 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について

（4）議案第 15 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（配分替）（案）について

（5）議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

（4）議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

（5）議案第 18 号 現況証明（非農地証明）について

（6）議案第 19 号 令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

事務局長 （総会に係る関係資料の説明）

本日の出席委員は13名。

豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議が成立する旨を報告。

～ 定例総会は、豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が進行～

#### 日程1

##### 開 会

議 長 （会長あいさつ、総会成立及び総会における留意点等の説明）

#### 日程2

##### 議事録署名委員の指名

議 長 豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、次の委員を指名。  
12番（小野末芳委員）、13番（志賀義和委員）

#### 日程3

##### 報告事項

議 長 ◆会長報告及び各種報告  
前回定例総会から本日までの経過の報告。（資料に基づき説明）  
この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について  
本件について、事務局の説明を求めます。

（事務局） （資料に基づき説明）

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第6号 農地所有適格法人の要件審査について  
本件について、事務局の説明を求めます。

（事務局） （資料に基づき説明）

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

#### 日程4

##### 議 事

議 長 ◆議案第12号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて

本件について、提出者の説明を求めます。

(農業振興課) (資料に基づき説明)

議 長

提出者の説明が終わりました。  
ここで番号1番から3番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。  
1番、2番の案件を13番委員に、3番の案件を4番委員にお願いします。

13番委員

(地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告

審査の結果、1番については、第2種農地のその他の農地に該当し代替地がなければ転用は可能である、2番については、現況証明して問題ないと認められました。

4番委員

審査の結果、3番については、第1種農地に該当し住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置される事業に該当し、やむを得ず転用は可能であるとなりました。

議 長

説明者及び地区審査会の報告が終わりました。  
本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切り採決します。  
議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第12号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」は、原案のとおり「問題ない」とします。

◆議案第13号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく、農用地利用集積計画の決定について

本件について、提出者の説明を求めます。

(農業振興課) (資料に基づき説明)

議 長

提出者の説明が終わりました。  
本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切り採決します。  
議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第13号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく、農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり「問題ない」とします。

◆議案第14号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(案)について

本件について、提出者の説明を求めます。

(農業振興課)

(資料に基づき説明)

議 長

提出者の説明が終わりました。  
本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切り採決します。  
議案第 14 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 14 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について」は、原案のとおり「問題ない」とします。

◆議案第 15 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（配分替）（案）について

本件について、提出者の説明を求めます。

(農業振興課)

(資料に基づき説明)

議 長

提出者の説明が終わりました。  
本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切り採決します。  
議案第 15 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 15 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（配分替）（案）について」は、原案のとおり「問題ない」とします。

(農業振興課職員 退席)

◆議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

(資料に基づき説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。  
ここで、番号 1 番から 6 番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。  
番号 1 番から 3 番の案件を 2 番委員に、番号 4 番と 5 番の案件を 12 番委員に、番号 6 番の案件を 9 番委員にお願いします。

2 番委員 (地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告  
12 番委員 審査の結果、不許可要件の 6 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていること  
9 番委員 ことから、問題ないと認められました。

議 長 事務局及び地区審査会の報告が終わりました。議案第 16 号の 6 案件についてこれより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。  
議案第 16 号の 6 案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。  
これから採決します。議案第 16 号の 6 件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。  
ここで、番号 1 番と 2 番の案件について、地区審査会の報告を求めます。  
本件に係る 2 案件について 4 番委員にお願いします。

4 番委員 (地区審査結果の報告)  
審査の結果、許可基準の 12 項目について問題ないと認められました。

議 長 事務局及び地区審査会の報告が終わりました。議案第 17 号の 2 案件についてこれより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。  
議案第 17 号の 2 案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。  
これから採決します。議案第 17 号の 2 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第 18 号 現況証明（非農地証明）について  
本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。  
ここで、番号1番から8番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。  
番号1番の案件を12番委員に、番号2番から5番の案件を10番委員に、番号6番の案件を13番委員に、番号7番と8番を4番委員にお願いします。

(地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告  
調査の結果、非農地と判断して問題ないと認められました。

12番委員  
10番委員  
13番委員  
4番委員

議長 事務局及び地区審査会の報告が終わりました。議案第18号の8案件について、これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。  
議案第18号の8案件については、全て「発行基準に該当する」との報告であります。  
これから採決します。議案第18号の8案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第18号 現況証明(非農地証明)について」は、原案のとおり証明することに決定されました。

◆議案第19号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。  
これから採決します。「議案第19号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第19号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」は、原案のとおり決定されました。

その他の項について、事務局から説明をお願いします

(事務局) (次回定例会の開催日時等の事務連絡)

13 番委員 最近、農家の方から、「農地は荒らしたくないが、農作物を作っても収益が上がらない。米が安いという反面、肥料や農薬等の金額は高騰している。こういう状況で農地を守るとか、農業をしてください、という農業委員の気持ちが分からない。」という意見があった。国や県が進めるからというだけの政策ではなく、豊後大野市の農地を守るという本気度を出して考えて欲しい。国会議員、県会議員なども真剣に考えて意見をして欲しい。

議 長 会合等に出席する際には、そのような意見を出させてもらっています。

2 番委員 先日、福岡県みやま市農業委員さんとの交流があり、豊後大野市から3名が参加した際に、みやまの道の駅に立ち寄った。そこでは、コロナの影響が終息して、とても力を入れているようだった。豊後大野市の道の駅ももっと元気を出して欲しいので、みんなで盛り上げていっても良いのではないかと思います。

12 番委員 先般、農業委員、推進委員が事務局に提出した意見について、農政委員会で集約をす  
ると思いますが、その提言について、市長や議員にも意見をしていただきたい。

議 長 その他ご意見等はございませんでしょうか。  
無いようですので、これをもちまして、令和6年度第3回豊後大野市農業委員会定例  
総会の全ての日程をを終了します。  
長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

豊後大野市農業委員会会議規則第20条の規定による議事録署名については、原本による。